2　前項第一号に掲げる算入制限のないTier１資本調達手段の額は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものの額の合計額とする。

一　発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。

二　損失が発生した際に他の資本調達手段に先立ち当該損失を吸収する発行済み資本の形態を有するものであること。

三　残余財産の分配について、最も劣後するものであること。

四　残余財産の分配について、一定額又は上限額が定められておらず、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、当該資本調達手段の保有者が保有する割合に応じて公平に割当てを受けるものであること。

五　償還期限が定められていないこと。

六　清算時を除き、法令の規定に基づく買戻し以外の方法で元本が返済されないものであること。

七　発行者が発行時に、将来にわたり買戻しを行う期待を生じさせず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。

八　剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定することができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものでないこと。

九　剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された分配可能額から行われていること。

十　担保権による担保、保証その他これらに類する保有者を保護するための措置（発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による請求権の優先順位に影響を与えるような保証又は保全を含む。）によって、毀損し、又は法令上若しくは契約上無効とされていないこと。

十一　保険会社等（連結ベースの計算においては連結子会社等以外の子会社等を含む。以下この条において同じ。）により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が保険会社等により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十二　発行者の倒産手続（破産手続、再生手続、更生手続又は特別清算手続をいう。以下この章及び別表一において同じ。）に関し、当該発行者が債務超過（債務者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態をいう。以下この章及び次章第六節において同じ。）にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。

3　第一項第二号に規定する算入制限のあるTier１資本調達手段の額は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものであって、同項第一号に規定する算入制限のないTier１資本調達手段の額に含まれないものの額（ただし、基金以外の資本調達手段であり、ロックイン条項（資本調達手段について、償還期限（ステップ・アップ金利等（あらかじめ定めた期間が経過した後に上乗せされる一定の金利又は配当率をいう。以下この項及び第四十二条第三項第六号において同じ。）その他の償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。以下この項並びに第四十二条第三項第四号及び第六号において同じ。）を行うインセンティブを伴う償還オプションを有する場合は実質償還期限（資本調達手段について、ステップ・アップ金利等その他の償還等を行うインセンティブを伴う償還オプションが最初に発生する日又は償還期限が到来する日のうちいずれか早い日をいう。第四十二条第三項及び第四項において同じ。）を含む。）での償還を行った場合に発行者のソルベンシー・マージン比率その他これに類する比率が一定の水準を下回らないこと又は当該償還を行った資本調達手段と同等以上の質の資本調達手段に置き換えられることを、当該償還の条件とする定めをいう。第三号並びに第四十二条第三項及び第四項において同じ。）を有しない場合であって、かつ、当該実質償還期限までの期間が五年以内になったものについては、貸借対照表等計上額に、基準日から当該実質償還期限までの期間の日数を当該実質償還期限までの期間が五年になった日から当該実質償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）の合計額（以下この章において「算入制限のあるTier１資本調達手段（上限適用前）の額」という。）又は次項に定める算入制限のあるTier１資本調達手段の上限額のうちいずれか小さい額とする。

一　発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。

二　残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、保険契約者、他の非劣後の債権者及び発行者の他の債務(Tier２資本調達手段の額に含まれる債務を含み、Tier１資本調達手段の額に含まれる債務を除く。）に対して劣後的内容を有するものであること。

三　償還期限が定められていないこと。ただし、報告保険会社等が相互会社の場合であって、資本調達手段が基金であること又はロックイン条項を有していること、かつ、発行時から償還期限までの期間が十年以上のものであることを満たすときは、この限りでない。

四　ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五　償還等を行う場合には、発行後五年を経過した日以降に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等に際し、発行者の保険金等の支払能力の充実の状況について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること、又は発行後五年を経過した日より前の償還等であって、次のイ又はロに掲げる場合のいずれかに該当するものであること。

イ　次に掲げる要件の全てを満たす場合

⑴　発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であること。

⑵　償還等に際し、発行者の保険金等の支払能力の充実の状況について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

⑶　発行時に合理的に予期できなかった税制上又は規制上の事由であって著しく影響の大きいものによる償還等であること。